



# 東京海上日動 マリンニュース

## 新しい国際海上物品運送の条約案について

### － UNCITRAL 条約案の採択－

#### 要旨

UNCITRAL(国連・国際商取引法委員会)は、新たな国際海上物品運送の条約案を作成する作業を2002年から開始して、6年間にわたって作業部会を設けて検討を行ってきました。

今般、本年6月中旬より開催された同委員会の総会にて審議の結果、最終日(7月3日)に条約案が採択されました。本条約案は本年、秋の国連総会に提出される予定で、ここで承認される見込みです。

本条約案が成立した経緯、その主な内容などについてご紹介します。

#### 1. 経緯

(1)国際海上物品運送の法制に関しては、現在、世界は大きく分けて次の3つの条約が並存した状態になっています。

1924年船荷証券条約(いわゆるヘーグ・ルールズ)に加盟する国(アメリカなど)

同条約の改正条約(1968年議定書:いわゆるヘーグ・ヴィスビー・ルールズ)に加盟する国  
(わが国を含めて世界の殆どの主要海運国)

これら2つにいわば”対抗する”ために1992年に成立した国連海上物品運送条約(いわゆるハンブルク・ルールズ)に加盟する国(主に発展途上国)

また、最近、これらの国々とは別に、上記 と の双方のルールを取り込んだ形で国内で立法を行う国が出てきました(北欧諸国、中国、オーストラリア、カナダなど)。

このように多様化していることは物流に不便をもたらしています。

さらに、「これらの条約は現代の国際物流の一部しか、カバーしていない」という問題点が指摘されてきました。例えば、適用範囲としては貨物の受け取りから引渡し(door to door)ではなく、港/港間の運送に限定されています。また、運送品の引渡しや処分権については触れていません。

(2)上記のハンブルク・ルールズを採択したのはUNCITRAL(国連・国際商取引法委員会)でした。UNCITRALは、1996年に現状を見直すこととし、まず万国海法会(CMI)に検討を依頼しました。CMIは検討の結果、2001年に新条約の草案を作成して、これをUNCITRALに送付しました。

これを受けてUNCITRALは統一的な国際海上物品運送条約を新たに作成することとし、2002年から検討作業を開始しました。その結果、今般、本年6月から7月にかけて開催された総会で新条約の最終案文が採択されました。

## 2. UNCITRAL条約案の概要

(1) 条約案の名称は「全部又は一部が海上運送である国際物品運送契約に関する条約」(Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea)です。

条文の数は全96条であり、従来の海上物品運送条約より遥かに多い条文数となっています(ヘーグ・ヴィスビー・ルールズは17条、ハンブルク・ルールズは34条)。これは本条約が極めて包括的な内容となっていることを示しています。

発効要件は20カ国が批准、加盟した後、1年後となっています。

(2) 主要な規定の要旨は次の通りです。

### 適用範囲の拡大

運送人の責任期間は、物品の受取から荷受人への引渡しまで (door to door) となっています。

(注) ヘーグ・ヴィスビー・ルールズは船舶への積込み/荷卸し、ハンブルク・ルールズは港/港。

### 運送人の責任

運送人に無過失の立証責任のある過失責任原則によっています。運送人の免責事由は、ヘーグ・ヴィスビー・ルールズのように列挙されていますが、同ルールズにある航海過失免責は撤廃されています。

### 責任の限度額

運送人の責任限度額は次の通りであり、ハンブルク・ルールズよりも若干、高額となっています。

	package/unit	kg
ヘーグ・ヴィスビー・ルールズ	666.67 SDR	2 SDR
ハンブルク・ルールズ	835 SDR	2.5 SDR
本条約案	875 SDR	3 SDR

### 数量契約に関する特則

定期船を用いた「数量契約」(一定の数量の貨物を数次の船積みで運送するという契約)の場合には特に「契約自由」を導入して、条約の内容と異なる特約(運送人の責任を軽減するものも含む)を当事者間で行うことを認めました。これはアメリカからの強い要望もあり導入されたものです(同国ではいわゆる「サービス・コントラクト」が海運法で認められています)。

### その他の規定

管轄・仲裁に関する規定や運送書類・物品の引渡・運送品の処分権などに関する規定が導入されました。また、運送書類の電子化に対応して、運送人と荷送人が合意した場合には、運送書類に代えて、電子的運送記録を用いることを認めています。

今後、本条約案が広く受け容れられるか、また実務界でどのように評価されるか、今後の動向が極めて注目されます。

以上